

(案)

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性別にとらわれない多様な生き方を認め合い、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合う関係であることを約した双方に係る社会生活関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者双方又は一方に子又は親その他市長が認める者（以下「子又は親等」という。）があり、かつ、当該子又は親等を家族とすることを双方が約したときは、当該子又は親等をも含む社会生活関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップを形成しようとする者が、市長に対し、パートナーシップ又はファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓を行う日において双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又は一方が市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
 - イ 双方又は一方が市内に転入を予定していること。
- (3) 双方とも配偶者がいないこと。
- (4) 双方とも宣誓をしようとする者以外の者と事実上婚姻と同様の関係にない

こと。

- (5) 双方とも他に同様の宣誓をしていないこと（子又は親等を含む）。
- (6) 双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合は、この限りでない。
- (7) 次条に規定する宣誓書に家族の氏名を記載する場合は、当該者が宣誓をしようとする者のいずれかの子又は親等であること。

(宣誓の方法及び証明書等の交付)

第4条 宣誓者は、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）（別記第1号様式）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書に記載する全ての者の住民票の写し（ただし、宣誓をする日前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれもが本市の住民基本台帳に記録されていないときは、~~宣誓者~~宣誓をしようとする者のいずれかが市内に転入することを予定約している事実を確認することができる書類（この場合において、転入した日から起算して14日以内に住民票の写しを提出するものとする。）
- (3) 戸籍謄本、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻していないこと証明する書類（ただし、宣誓をする日前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (4) 宣誓をしようとする者の双方又は一方が外国籍である場合は、前号に規定する書類に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。
 - ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文
 - イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書
- (5) 宣誓書に氏名を記載する子又は親等が満15歳以上である場合は、富津市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する同意書（別記第2号様式）及び当該子又は親等に係る第12条に掲げる本人確認書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する方法により宣誓がされた場合において、提出された宣

誓書及び前項各号に掲げる書類を確認の上、前条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、宣誓者宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）それぞれに対し、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（第3号様式。以下「証明書」という。）及び富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（第4号様式。以下「証明カード」という。）の交付を行うものとする。

（証明書又は証明カードの再交付）

第5条 市長は、前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者から、次の各号のいずれかに掲げる事項を理由として富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（第5号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

- （1） 証明書又は証明カードの紛失
- （2） 証明書又は証明カードの毀損又は汚損

2 前項第2号に掲げる事項を理由とする場合は、再交付を希望する者に係る交付済の証明書又は証明カードを再交付申請書に添付するものとする。

（宣誓書記載事項等の変更）

第6条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書（第6号様式。以下「記載事項変更届兼再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。

- （1） 宣誓書から当該子又は親等の氏名を削除するとき。
- （2） 宣誓書からパートナーの氏名を削除するとき。ただし次条第2項に該当する場合に限る。
- （3） 宣誓書に記載された者のいずれかに氏名の変更があったとき。
- （4） 宣誓者の一方又は双方が、市内に転入した、又は市内で転居したとき。
- （5） その他市長が認める場合。

2 記載事項変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 前項第3号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書
- （2） 前項第4号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し

- 3 市長は、第1項第1号から第4号までの理由により記載事項変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(証明書及び証明カードの返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（第7号様式。以下「返還届」という。）を市長に提出し、交付済の証明書及び証明カードを返還しなければならない。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。
- (4) その他市長が認める場合。

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該宣誓において子又は親等の氏名を宣誓書に記載したときは、死亡した宣誓者を除いて、ファミリーシップを継続できるものとする。

- 3 第1項第3号の規定による届出の場合において、当該届出に来所した者が宣誓者のうちの一方のみであるときは、当該届出を受理したことを他方の者に通知するものとする。

(宣誓の無効)

第8条 市長は、次のいずれかに該当することが判明した場合は、宣誓を無効とする。

- (1) 偽りその他不正な手段により宣誓を受けたとき。
- (2) 証明書又は証明カードを不正に利用したとき。
- (3) 前条第1項の規定による証明書等の返還をしないとき。

- 2 市長は、無効な宣誓に係る宣誓者に対して交付した証明書及び証明カードがある場合は、当該宣誓者に対し、その返還を求めるものとする。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書及び証明カードの交付番号（証明書及び証明カードごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(通称の使用)

第9条 宣誓者は、宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届に記載する氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）の使用を希望する場合は、日常的に通称を使用していることが確認できる書類を提示することで、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができるものとする。

2 市長は、宣誓者が通称の使用を希望するときは、証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用できるものとする。

（氏名の削除）

第10条 宣誓書に氏名を記載された者（以下「記載された者」という。）は、満15歳に達した日以後に、市長に富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等に関する申立書（第8号様式。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該記載された者に係る証明書及び証明カードから氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された者の氏名を削除した証明書及び証明カードを交付することができる。

（本人確認）

第11条 市長は宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書、返還届又は申立書の提出のとき、及び証明書又は証明カードの交付、再交付のときの本人確認は、次の各号のいずれかの書類（この要綱において「本人確認書類」という。）の提示を求めるものとする。

（1） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

（2） 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券

（3） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証

（4） 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（宣誓等の趣旨に則った施策の実施）

第12条 市長は、宣誓並びに交付した証明書及び証明カードの趣旨に則り、必要な施策を実施しなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第13条 市長は、宣誓並びに交付した証明書及び証明カードの趣旨が市民及び事業者理解され、並びに社会活動の中で最大限に尊重されることにより、宣誓者に対する対応が公平かつ適切に行われるよう、周知啓発に努めなければならない。

(協定による手続)

第14条 第4条の規定にかかわらず、本市がパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結した他の地方公共団体（以下「協定締結都市」という。）において、証明書及び証明カードに準じる証明書（以下「宣誓証類似証明書」という。）の交付を受けている者が本市に転入する場合は、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届出書（別記第9号様式）に宣誓証類似証明書及び住民票の写し等転入したことを証明する書類を添えて市長に提出することにより、証明書及び証明カードの交付を受けることができる。併せてファミリーシップを宣誓する場合は、第4条第5号の規定により、書類の提出を求める。ただし、当該者が第3条各号に掲げる事項のいずれかを満たさない場合は、この限りでない。

2 市長は、第1項の規定により証明書及び証明カードを交付したときは、当該証明書及び証明カードの交付を受けた者の同意を得た上で、当該者の転入前の協定締結都市に対し、証明書及び証明カードを交付した事実を通知するものとする。

3 第7条の規定にかかわらず、本市から協定締結都市に転出した者が、当該協定締結都市において協定に基づく手続を行い、当該協定締結都市からその事実の通知があった場合は、同条の規定による届出を省略することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年 月 日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

年 月 日

富津市長 様

私たちは、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条第1項の規定により、お互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを宣誓します。

宣 誓 者		
ふ り が な		
氏 名	(自署)	(自署)
通 称 名 の 場 合 戸 籍 上 の 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電 話 番 号		
メールアドレス		
☐ 宣誓証明書等に表示する氏名は、通称名を希望します。		

※ 宣誓をする者に子又は親等がいる場合は、氏名を記載することができます。なお、満15歳以上の子又は親等の氏名を記載する場合は、別紙にて同意書を添付してください。

	子もしくは親の氏名	子又は親等の別 ※該当する□に「レ」をご記入ください。	生年月日
1		☐ 子／ ☐ 親／ ☐ その他（ ）	年 月 日
2		☐ 子／ ☐ 親／ ☐ その他（ ）	年 月 日
3		☐ 子／ ☐ 親／ ☐ その他（ ）	年 月 日
4		☐ 子／ ☐ 親／ ☐ その他（ ）	年 月 日

添付書類 ※該当する□に「レ」をご記入ください。
☐ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に記載する全ての者の住民票の写し ※1
☐ 戸籍全部事項証明書又は独身であることを証明する書類 ※2

※1 宣誓をする日前3箇月以内に発行されたものに限りします。

※2 双方が市内に住所を有していない場合は、市内に転入予定であること証する書類を添付してください。
(裏面に確認書あり)

(裏)

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書

富津市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓にあたり、次の内容を確認してください。

要綱の規定	確認事項 ※必ずお二人で確認してください。		
	項目	確認欄 該当する□に「レ」をご記入ください。	
要綱第2条 第1項、第2項	互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約している2人である。	☐ はい	☐ いいえ
要綱第3条 第1項第1号	宣誓を行う日において、双方が民法第4条に規定する成人に達している。	☐ はい	☐ いいえ
要綱第3条 第1項第2号	次のいずれかにあてはまっている。 ①双方又は一方が市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている。 ③双方又は一方が市内への転入を予定している。	☐ ①に該当します。 ☐ ②に該当します。 転入予定日 年 月 日	
要綱第3条 第1項第3号	双方とも配偶者がいない。	☐ はい	☐ いいえ
要綱第3条 第1項第4号	双方とも宣誓をしようとする者以外の者と事実上婚姻と同様の関係にない。	☐ はい	☐ いいえ
要綱第3条 第1項第5号	双方ともほかに同様の宣誓をしていない（子等を含む）。	☐ はい	☐ いいえ
要綱第3条 第1項第6号	直系血族又は三親等内の傍系血族の関係ではない。（ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合を除く。）	☐ はい	☐ い い え

☐ 市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

届出書の記載事項に変更があった場合は、別途お手続きが必要です。	☐ 確認しました
要綱第7条第1項各号に該当する場合は、解消した旨（パートナー宣言証を紛失した場合はその旨）の届出が必要です。 要綱第15条第3項の場合を除き、パートナー宣言証が1か月以内に返還されないときは、交付番号を公表します。	☐ 確認しました
市は、宣言者が虚偽その他不正な方法によりパートナー宣言証の交付を受けた場合及びパートナー宣言証を不正に使用した場合並びに要綱第4条第2号に規定する書類を提出しない場合は、宣言書が無効とし、パートナー宣言証の返還を求めます。1か月以内に返還されないときは交付番号を公表します。	☐ 確認しました

意見聴取のために、市からご連絡してもよろしいでしょうか。	☐ はい（郵送・メール・電話） ☐ いいえ
------------------------------	--

別記第2号様式（第4条関係）

富津市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する同意書

年 月 日

富津市長 様

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行うに当たり、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条第1項第5号の規定により、子又は親等としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードに私の氏名を記載することに同意します。

また、宣誓要件の確認のため、市が私の住民基本台帳を閲覧することに同意します。

ふ り が な	
氏 名	(自署)
生 年 月 日	年 月 日 () 歳
宣誓者との関係	☐ 子 / ☐ その他 () ※該当する□に「✓」を記入
住 所	
電 話 番 号	
メールアドレス	

宣誓者の氏名		
通称名の場合 戸籍上の氏名		

添付書類（いずれかの書類の写しを添付してください。）

同 意 者 の 本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 特別永住証明書 ☐ 在留カード ☐ その他 ()
-------------------	--

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

第 号

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

氏名

氏名

年 月 日生

年 月 日生

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条第2項の規定により、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

富津市は、性別にとらわれない多様な生き方を認め合い、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざして、さまざまな施策に取り組んでいます。

これからの人生を互いに支え合い協力して歩まれるお二人のご多幸を祈念いたします。

年 月 日 富津市長

留意事項

- 1 この証明書は、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の趣旨に従って取り扱ってください。なお、この証明書は法的効果を有するものではありません。
- 2 宣誓の要件を満たさなくなった場合は、証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）を返還してください。
- 3 次の場合は、宣誓を無効とします。
 - （1）偽りその他不正な手段により宣誓を受けたとき。
 - （2）証明書又は証明カードを不正に利用したとき。
 - （3）第7条第1項の規定による証明書等の返還をしないとき。
- 4 返還され、又は無効とした証明書等の交付番号を公表することがあります。

この宣誓により家族となる者

氏名

氏名

年 月 日生

年 月 日生

氏名

氏名

年 月 日生

年 月 日生

【特記事項欄】表面に通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載

氏名

氏名

この証明書は、互いをその人生のパートナー・ファミリーとして、日常生活において協力し合うことを市長に宣誓した2人に交付するものです。

宣誓によって法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

別記第4号様式（第4条関係）

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

（表面）

		第	号
富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード			
富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条第2項の規定により、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。			
氏名		氏名	
	年 月 日生		年 月 日生
	年 月 日	富津市長	

（裏面）

この証明カードは、互いをその人生のパートナー・ファミリーとして、日常生活において協力し合うことを市長に宣誓した2人に交付するものです。

宣誓によって法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

この宣誓により家族となる者

氏名		氏名	
	年 月 日生		年 月 日生
氏名		氏名	
	年 月 日生		年 月 日生

【特記事項欄】表面に通称を使用する場合は、戸籍上の氏名

氏名		氏名	
----	--	----	--

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書

年 月 日

富津市長 様

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第5条の規定により、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及び富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓カードの再交付を申請します。

申 請 者	
ふ り が な	
氏 名	(自署)
通 称 名 の 場 合 戸 籍 上 の 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

再交付を希望する書類 ※該当する書類の□に「レ」をご記入ください。	
☐ 富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書	
☐ 富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード	

再交付を希望する理由 ※該当する事項の□に「レ」をご記入ください。	
理 由	提出が必要な書類
☐ 紛失	書類提出不要
☐ 毀損・汚損	交付済のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

別記第6号様式（第6条関係）

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書

年 月 日

富津市長 様

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定により、下記のとおり、宣誓書の記載事項に変更があったことを届け出るとともに、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の宣誓内容に変更があるため、変更後の宣誓証明書等の交付を申請します。

届 出 及 び 申 請 を す る 者		
ふ り が な		
氏 名	(自署)	(自署)
通 称 名 の 場 合 戸 籍 上 の 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電 話 番 号		
メールアドレス		

変 更 対 象 等	変 更 内 容	
宣 誓 者	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
子 等	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
そ の 他	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
添 付 書 類	※ 氏名、住所等の変更の場合は、その事実を証する書類 ※ 15歳以上の子等の氏名を削除する場合は、申立書（別様式） ※ 宣誓証明書等の内容に変更が必要な場合は、交付済みの宣誓証明書等	

別記第7号様式（第7条関係）

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

富津市長 様

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第7の規定により、下記理由により、
富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還します。

届 出 者*		
ふ り が な		
氏 名	(自署)	(自署)
通 称 名 の 場 合 戸 籍 上 の 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電 話 番 号		
メールアドレス		

返還の理由 ※該当する事項の□に「レ」を記入
☐ 富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったため
☐ 宣誓者の一方が死亡したため
☐ 届出をする者が提出した宣誓書の取下げを希望するため
☐ その他（ ）

宣誓書の廃棄 ※該当する事項の□に「レ」を記入
☐ 宣誓書の廃棄を希望します。
☐ 宣誓書の廃棄を希望しません。

※ 返還の理由が「宣誓者の一方が死亡したため」の場合は、一方のみ記載してください。

別記第8号様式（第10条関係）

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等に関する申立書

年 月 日

富津市長 様

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第 10 条の規定により、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及び富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードから私の氏名を削除するよう申し立てます。

申 立 者	
ふ り が な	
氏 名	(自署)
通称名の場合 戸籍上の指名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
電 話 番 号	
メールアドレス	

※ 申立人本人であることを確認できる書類を提示してください。

本人確認書類	☐ 運転免許証	☐ 個人番号カード	☐ 旅券	☐ 特別永住証明書
	☐ 在留カード	☐ その他()		

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者に関する確認事項

宣 誓 者	
ふ り が な	
氏 名	
通称名の場合 戸籍上の指名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
連 絡 先	

別記第9号様式（第14条関係）

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届出書

年 月 日

富津市長 様

私たちは、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第14条第1項の規定に基づき、転入前の地方公共団体において宣誓書類証明書を交付されたこと及び次に掲げる事項を提出します。

○パートナーシップに係る宣言

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面または精神面で協力し合うことを約束すること。

○ファミリーシップに係る宣誓

パートナーシップの関係にあるお二人またはどちらかのお子さんや親などとともに家族として暮らしていくことをお二人が約束すること。

宣 誓 者		
ふ り が な		
氏 名	(自署)	(自署)
通 称 名 の 場 合 戸 籍 上 の 氏 名※1		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所		
転 入 予 定 地		
電 話 番 号		
メールアドレス		

※1 外国人の場合は戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して届け出を行った場合は、証明書の裏側に戸籍上の氏名が記載されます。

次の記載欄は、ファミリーシップの届け出をする場合に記入

	子もしくは親の氏名 ※15歳以上の方は自署	子又は親等の別 ※該当する□に「レ」をご記入ください。	生年月日
1		□子／□親／□その他（ ）	年 月 日
2		□子／□親／□その他（ ）	年 月 日
3		□子／□親／□その他（ ）	年 月 日
4		□子／□親／□その他（ ）	年 月 日

（裏面に確認書あり）

(裏)

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する確認書

富津市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓にあたり、次の内容を確認してください。

要綱の規定	確認事項 ※必ずお二人で確認してください。		
	項目	確認欄 該当する□に「レ」をご記入ください。	
要綱第2条 第1項、第2項	互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約している2人である。	☐ はい	☐ いいえ
要綱第3条 第1項第1号	宣誓を行う日において、双方が民法第4条に規定する成人に達している。	☐ はい	☐ いいえ
要綱第3条 第1項第2号	次のいずれかにあてはまっている。 ①双方又は一方が市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されている。 ③双方又は一方が市内への転入を予定している。	☐ ①に該当します。 ☐ ②に該当します。 転入予定日 年 月 日	
要綱第3条 第1項第3号	双方とも配偶者がいない。	☐ はい	☐ いいえ
要綱第3条 第1項第4号	双方とも宣誓をしようとする者以外の者と事実上婚姻と同様の関係にない。	☐ はい	☐ いいえ
要綱第3条 第1項第5号	双方ともほかに同様の宣誓をしていない（子等を含む）。	☐ はい	☐ いいえ
要綱第3条 第1項第6号	直系血族又は三親等内の傍系血族の関係ではない。（ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合を除く。）	☐ はい	☐ いいえ

☐ 市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。

届出書の記載事項に変更があった場合は、別途お手続きが必要です。	☐ 確認しました
要綱第7条第1項各号に該当する場合は、解消した旨（パートナー宣言証を紛失した場合はその旨）の届出が必要です。 要綱第15条第3項の場合を除き、パートナー宣言証が1か月以内に返還されないときは、交付番号を公表します。	☐ 確認しました
市は、宣言者が虚偽その他不正な方法によりパートナー宣言証の交付を受けた場合及び パートナー宣言証 を不正に使用した場合並びに 要綱第4条第2号に規定する書類を提出しない場合は、宣言書が無効とし、パートナー宣言証 の返還を求めます。 1か月以内に返還されないときは交付番号を公表します。	☐ 確認しました

意見聴取のために、市からご連絡してもよろしいでしょうか。	☐ はい（郵送・メール・電話） ☐ いいえ
------------------------------	--